

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第1期募集 法律科目試験問題

民事訴訟法

平成24年9月15日（土） 13：00～16：30

○
解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。
解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例を読んで、説間に答えなさい。ただし、各設問の事実は相互に関係しないものとする。（配点：40点）

Dは自己所有の本件不動産を当時同棲していたCに売却し、所有権移転登記をした。その後Dが死亡し、その妻Aが、DC間の本件不動産の売買契約は通謀虚偽表示によるもので無効であると主張してCに対して抹消登記手続請求の訴えを提起した。

○
設問1

DからのCへの本件不動産の所有権移転登記後にBは本件不動産上にCから抵当権の設定を受け、B名義の抵当権設定登記がなされた。そこで、Aは、Bに対してもDC間の本件不動産の売買契約は通謀虚偽表示により無効であり、したがって、抵当権設定も無効であるとして抵当権抹消登記請求の訴えを提起した。

この訴訟において、Bが民法94条2項にいう善意の第三者かどうかに関して、AとBのいずれが証明責任を負うか（証明責任の分配の基準をめぐる見解の対立について論じること）。

○
設問2

上記事例におけるAC間の訴訟の口頭弁論終結後にBが本件不動産上にCから抵当権の設定を受け、B名義の抵当権設定登記がなされた場合、BはAC間の訴訟の口頭弁論終結後の承継人として既判力の拡張を受けるか（実質説と形式説の見解の対立について論じること）。

○
以上